

別表1（第5条・第6条関係）

補助対象経費の区分	補助対象経費の内容	補助率	補助限度額
新製品・新技術又は製造・生産方法等に関する研究開発等			
試作・試験費	①目的物を試作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費 ②目的物の試作、原材料の加工、試料の製造、試験・分析等の外注委託に要する経費 ③試験、分析を行うための材料、試薬品の購入に要する経費	2/3	30万円
機械装置費 ・ 工具器具費	①機械装置の購入、据付に要する経費 ②機械装置の借用、リースに要する経費 ③既存の機械装置の改良に要する経費 ④工具器具の購入に要する経費 ⑤工具器具を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費		
共同研究費	共同研究契約等に基づき支払う経費 ※現物支給する場合の消耗品費等を含む		
技術指導費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、専門的知識を有する者に依頼し、指導・相談を受けた場合に要する経費		
諸経費	本開発等を行うために直接必要な従業員の旅費、資料購入費、調査委託費、その他市長が特に必要と認める経費		
職務上必要とされる知識や技能を高める研修や講座等			
研修費	講師謝金	10/10	3万円